

核燃料物質等の工場又は事業所の外における廃棄に関する規則
に関する記載変更案

(放射性固体廃棄物の管理)

第〇条

○. □□長は、放射性固体廃棄物を発電所外に廃棄する場合は、所長の承認を得る。
また、埋設する放射性固体廃棄物に関する記録を作成するとともに、発電所外の廃棄施設の廃棄事業者へ埋設する放射性固体廃棄物に関する記録を引き渡す。

___ : 保安規定追記箇所

■ : 第19回検査制度の見直しに関するワーキンググループでのコメントを踏まえた追記箇所